

### 13 環境省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	130010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1018070	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物処理法第7条第1項 廃棄物処理法施行規則第2条第2号
制度の現状	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

求める措置の具体的内容	一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の実施に際し、事業計画の内容について都道府県知事が関係市町との間で調整を行った上で、主務大臣が事業計画の認定を行った場合には、食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の特例と同様に、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とすること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に広く薄く存在する剪定枝等の再生利用を効果的に促進するためには、市町域を超えて収集運搬を集約することが採算面等で合理的であるが、その際に、市町毎に収集運搬業の許可が必要であり、再生利用の取組が進んでいない。</li> <li>・ また、再生利用指定制度を活用している市町も一部あるものの、大半の市町は剪定枝等を焼却により処理するなど、制度を活用していないのが現状である。</li> <li>・ このため、規制(市町単位での許可)を緩和することにより、剪定枝等の広域的な連携による再生利用について、収集運搬に取り組もうとする者の意欲が喚起されるとともに、市町の理解が得られやすくなり、剪定枝等の再生利用が一段と促進されるものと考えられる。</li> </ul>

#### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>先の回答でも述べたとおり、一般廃棄物については、市町村の統括的な処理責任の下、一般廃棄物処理計画に従って処理されているところであり、御提案の事業を円滑に実施するためには、関係市町において剪定枝等の処理方法を一般廃棄物処理計画に位置づけてもらう等関係市町の協力は不可欠であると考え。こうした市町村の理解・協力が得られていないにもかかわらず、規制緩和の特区を実施することにより、仮に、不適正な処理が行われ、生活環境保全上の支障が生じた場合、最終的には市町村自ら行政代執行等により支障の除去を</p>				

行わなければならないといった責任があることを斟酌すると、関係市町(特に、他市町の廃棄物を受け入れることとなる市町)の意向を考慮しない制度を設けることにより、かえって市町村の協力が得られないことが想定される。

このため、特区の活用よりも、まずは、貴県下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性を理解してもらうことが重要である。

御指摘のような、貴県下の市町の大半が再生利用指定制度を活用できていない状況であれば、未だ同制度を活用していない市町に対して、廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性を理解してもらうことで、再生利用指定制度の導入割合の拡大をすることができる。なお、都道府県によっては、県内市町村における再生利用指定制度の導入割合が高く、積極的に再生利用指定制度を導入している自治体もあることから、貴県下の市町においても、再生利用事業のより一層の必要性を理解してもらうことが必要である。

したがって、特区による規制の緩和ではなく、既存の再生利用指定制度のより一層の活用によって、剪定枝等の再生利用事業を促進することが十分可能であると考ええる。

以上のことから、特区として対応することは困難である。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

### 提案主体からの意見

まずは市町に剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性を理解してもらうことが重要なことはご指摘のとおり。同時に、広域的に収集運搬に取り組もうとする事業者の自発的な意欲を喚起しやすい環境を整えることも重要と考える。

以上の理由から、再生利用が担保されている場合には市町毎に必要な一般廃棄物の収集運搬業許可を不要とする等の特例措置を事業者にも認める措置が待ち望まれる。

### 再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業を広域的に取り組むためには、まず貴県内市町に必要性を理解してもらい、市町の意欲を喚起することが必要である。その前提がないままに、事業者側の意欲のみを喚起しても事業実施にはつながらないものと考えられる。御要望の一般廃棄物の収集運搬の許可が不要となる制度としては、既に再生利用指定制度が存在している。現在貴県内ではあまり当該制度が活用されていない状況とのことなので、まずは当該制度の活用について御検討いただきたい。

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

### 再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

### 提案主体からの再意見

・一般廃棄物は市町内処理が原則であり、再生利用指定制度を活用して処理している市町もあるが、同制度でも市町域を越えた広域な収集運搬をする場合は、一般廃棄物であるため市町間協議が必要となり、市町にとって同制度を利用してまで広域収集を行おうとする動機にはなりづらい。しかし、提案内容の制度ができることにより、広域的な収集運搬により剪定枝等を

確保し、スケールメリットを生かした民間事業者等の再生利用の取組が進むことが期待できる。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

御要望の制度により市町間協議が不要になったとしても、貴県内市町に広域的な収集運搬を行う意欲を喚起しなければ、再生利用事業実施にはつながらないものと考えられる。

市町域を超えた広域な収集運搬を行うことでスケールメリットを生かす取組を進めることを考えるのであれば、貴県内市町の動機づけのためにもそのような説明を行っていただきたい。

市町間協議により、既存の再生利用指定制度を活用することで、再生利用事業を広域的に取り組んでいただきたい。

### 13 環境省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	130020	プロジェクト名			
要望事項 (事項名)	狩猟免許試験における試験項目 の一部免除	都道府県	兵庫県	提案事項管理番号	1018080
提案主体名	兵庫県				

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十八条第二号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第五十三条
制度の現状	<p>狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。</p> <p>①狩猟について必要な適性 ②狩猟について必要な技能 ③狩猟について必要な知識</p>

求める措置の具体的内容	<p>狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験負担を軽減すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県では、狩猟後継者(特に銃猟)の確保が喫緊の課題となっており、銃猟見学会やシューティングシミュレーターによる銃猟模擬体験会の開催などに加え、平成 26 年度より有害鳥獣捕獲入門講座、同実践研修等による新規狩猟後継者の育成・確保に取り組む予定である。</li> <li>狩猟免許試験の実施においても、開催箇所の増などの受験者の利便性向上に取り組み、さらに試験実施内容の合理化策として銃砲所持許可を有する者に対する一部試験の免除を求めているものである。</li> <li>既に所持許可を有する者でも銃の基本操作が確実でないことがあるとするのは、その許可を否定することにもなりかねず、所持許可を有する者は基本操作を当然習熟しているものとして一定の評価を行い、本県の提案に沿った取り扱いを検討願いたい。</li> </ul>

#### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>当省としても鳥獣保護管理の担い手の確保は重要な課題であると認識しているが、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために必ず確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。</p> <p>銃刀法の銃砲所持許可(以下、「所持許可」という)に係る技能検定において、基本操作に関</p>				

する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目でも減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないものとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。

なお、現実には、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、基本操作を当然習得していると判断することはできず、また狩猟免許を所持するに足る技量を有していると判断することはできない。基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することになってしまう場合がある。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

### 提案主体からの意見

当県のもとめる提案に対して、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化(銃器の点検・分解結合・装填・脱法の免除)を図ることは適当でない、また、銃所持許可を有している者であっても銃器の基本操作に係る技量を有していると判断することはできない、とする国意見については一定の理解はできるところである。

しかしながら、銃刀法に基づく銃所持許可者は、これら操作については当然修得しているはずであるし、少なくとも一定水準以上の技量は有していると判断すべきと考える。

については、銃所持許可の検定と重複する課題を免除し受験者の負担軽減を図ることについて、一定の理解をお願いしたい。

### 再検討要請に対する回答

#### 「措置の分類」の見直し

C

#### 「措置の内容」の見直し

I

当省としても鳥獣保護管理の担い手の確保は重要な課題であると認識しているが、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために必ず確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。

銃刀法の銃砲所持許可(以下、「所持許可」という)に係る技能検定において、基本操作に関する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目でも減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないものとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。

なお、現実には、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、基本操作を当然習得していると判断することはできず、また狩猟免許を所持するに足る技量を有していると判断することはできない。基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することになってしまう場合がある。

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>・すでに狩猟免許を取得している者が、他の猟法に係る試験を受けるときは、知識試験のうち「法令に関する知識」「鳥獣に関する知識」「鳥獣の保護管理に関する知識」については一定の知識を有している者とみなし、これらに係る出題が「免除」される。 (たとえ、これらの出題で減点があっても合格したとしても、一定の知識を有している者とみなされる。)</p> <p>・同様に、銃刀法に基づく銃所持許可者についても、一定の基準に基づき適正な審査を経て許可を受けており、狩猟免許試験と重複する銃器の基本的な操作(銃器の点検・分解結合、装填、脱包)については、一定の技量を有している者とみなし、試験項目から「免除」するのが適当と考える。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>既に狩猟免許を取得している者が、他の猟法に係る狩猟免許の試験を受けようとするときは、試験の一部を「免除することができる」とされている(鳥獣保護法第 49 条)。これは、猟法の種類が異なるとは言え、既に一度、狩猟免許試験に合格していることを踏まえ、新たにすべての試験を課することが合理的でない場合があると考えられるためである。</p> <p>狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、鳥獣保護法の視点に立った検査項目であり、鳥獣保護法に基づいて、野外で安全に銃猟をする際の、基本的かつ極めて重要な技術である。</p> <p>このため、狩猟免許試験は、銃刀法に基づく技能検定とは、試験の観点が異なっている。例えば、射撃姿勢操作で水平射撃の姿勢をとった場合、人や建物へ銃弾が当たるおそれがあるため減点の対象となるが、銃刀法に基づく技能検定では減点されないなど、「出猟した現場」を想定したものとなっている。</p> <p>また、現実に、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、「出猟した現場」を想定した基本操作を当然習得していると判断することはできず、また狩猟免許を所持するに足る技量を有していると判断することはできない。</p> <p>以上から、事故の未然防止と安全確保を進める上で、ご提案のような審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。</p>				

### 13 環境省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	130030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	鳥獣保護区における狩猟期間中の特定鳥獣に係る捕獲許可の不要化	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1018090
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十一条第一項、第二十八条第一項
制度の現状	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。

求める措置の具体的内容	農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区のうち、農林業被害が深刻で県が必要と認める区域について、特定の鳥獣(シカ・イノシシ)に関し、狩猟期間中にわなによる捕獲をすることができることとすること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護区における鳥獣の捕獲行為は行政機関の許可に基づく捕獲に限定の上、農林業被害に対しては有害鳥獣捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせる総合的に推進すべきであるが、過疎等により狩猟者が減少している一部地域では、その取り組みで補いきれない状況となっている。</li> <li>そのような鳥獣保護区における限定的な農林業被害対策として、被害が減少するまでの期間のみ、特定鳥獣(シカ、イノシシ等)に限り、特定猟法(わな)での狩猟を可能とする取り組みを提案しているものである。</li> <li>鳥獣被害が低減しないことによる保護区の廃止要望もある中、永続的・安定的な鳥獣保護区設定に資すると思われる本県の提案趣旨をご理解願いたい。</li> </ul>

#### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。このため、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するためには、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応することが適切である。</p> <p>農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせ、総</p>				

合的に推進していただきたい。

なお、鳥獣保護法第 3 条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、これらを活用して適切に対応されたい。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

### 提案主体からの意見

鳥獣保護区内における農林被害等に対しては、有害鳥獣捕獲等により適切に対応するよう国基本指針で明記されているが、地域の実態としては、捕獲に取り組むべき捕獲班員が高齢化・減少する中、山間部等の交通不便地に設定された鳥獣保護区における捕獲が適切に実施できない状況にある。

国としても、現在の深刻な鳥獣被害に対して鳥獣保護法を改正するなど積極的な取り組みを行っているところであるが、これにあわせて鳥獣被害減少のため考え得る方策を、地域の実情を踏まえ、可能な限り実施していくべきと考える。

その一つとして、当県が提案する「鳥獣保護区内における条件付き狩猟の実施」について、一定の理解をお願いしたい。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
-------------	-------------	---	-------------	---

捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。このため、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するためには、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応することが適切である。

農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせ、総合的に推進していただきたい。

なお、鳥獣保護法第 3 条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、これらを活用して適切に対応されたい。

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

### 再々検討要請

鳥獣保護区における限定的な農林業被害対策として、右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

### 提案主体からの再意見

・捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区内で狩猟を認めることは生息する鳥獣の営巣放棄につながる懸念があるとの指摘であるが、具体的に本県の鳥獣保護区の状況(生息鳥獣等)をみると、確かにイヌワシ、クマタカなどの猛禽類の営巣放棄等が危惧される鳥獣保護区も存在するところである。



・このような保護区については、本県としても要望事項(猟期中の特定鳥獣に係る捕獲許可の不要化)を一律に実施するつもりはなく、実施にあたって鳥獣保護区の状況を十分把握し、実施により生息鳥獣の営巣状況等に影響が見込まれない鳥獣保護区に限って実施することとするので、一定の理解をお願いしたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地や、渡り鳥・希少鳥獣の生息地などが指定され、狩猟が出来ないこと等により、イヌワシ、クマタカなどの猛禽類のみならず、当該区域に生息する鳥獣全般の保護が図られる区域である。

「生息鳥獣の営巣状況等に影響が見込まれない鳥獣保護区に限って実施する」とのご意見であるが、たとえ対象種をシカ・イノシシに限定しても、鳥獣保護区内で狩猟者による自由な捕獲行為を可能とすることは、当該区域内のあらゆる鳥獣の営巣状況等に影響が及ぶおそれがある。

以上から、鳥獣保護区における農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせ、総合的に推進していただきたい。